

平成 24 年 7 月 31 日

各 位

山口県宇部市小串 74-3

株式会社エムビーエス

代表取締役社長 山本 貴士

(コード番号：1401)

問合せ先：取締役管理部長 栗山 征樹

電話番号：0836-37-6585

定款一部変更及び監査役会設置並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は平成24年7月31日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成24年8月30日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会及び会計監査人を設置します。それに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後、監査役を増員が必要となった場合に備えて、現行定款第30条に定める監査役の員数を3名以内から5名以内に変更するものであります。
- (3) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を減免することを可能とする旨の規定として、変更案第41条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (4) 以上の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 日程

取締役会決議 平成24年7月31日
株主総会開催日 平成24年8月30日
効力発生日 平成24年8月30日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
第5条～第29条 (条文省略)	第5条～第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は<u>3</u>名以内とする。 ② (条文省略)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は<u>5</u>名以内とする。 ② (現行どおり)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。</p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p>

II 会計監査人選任の件

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、三優監査法人を会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

名 称	三優監査法人
事業所	(主たる事務所) 新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15F (その他の事務所) 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー14F 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル14F 福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2F
沿 革	昭和61年10月：監査法人三優会計社 設立 昭和62年9月：大阪事務所 設置 平成2年12月：福岡事務所 設置 平成8年3月：三優監査法人に名称変更 平成8年7月：名古屋事務所 設置
海外事務所との提携	平成8年1月：BDO Binder BV (現 BDO International Limited) と業務提携
概 要	構成人員 平成24年7月2日現在 ・社員 (公認会計士) 23名 ・職員 155名 (公認会計士) (55名) (その他監査従事者) (76名) (その他職員) (24名) <hr/> 計 178名 監査関与会社 160社

以上